

令和6年度 川崎市中小企業融資制度のご案内【令和6年7月1日以降及び令和6年9月2日以降の変更点】

【ポイント及び変更箇所】

令和6年7月1日以降の変更点 ①伴走支援型経営改善資金終了、②新型コロナウイルス感染症対応に伴う措置を終了、③伴走支援型経営力強化資金創設

令和6年9月2日以降の変更点 ①事業承継特別保証資金の融資対象者の条件の変更

P. 2 融資制度の選び方の例（令和6年7月1日以降）

(変更前)	ゼロゼロ融資（コロナ対応資金）、危機対策資金、災害対策資金からの借換をしたり、収益改善したい方→伴走支援型経営改善資金（P7、8）
-------	---



(変更後)	金融機関等の支援を受けて経営力強化したい方→伴走支援型経営力強化資金（P7、8）
-------	--

P. 4 上段（令和6年7月1日以降）

(変更前)	金融機関の伴走型支援で経営の改善を応援！（伴走支援型経営改善資金…P.7、8）
-------	---



(変更後)	伴走支援型経営改善資金終了に伴い、内容全て削除
-------	-------------------------

P. 7～8 災害対策資金 融資利率（令和6年7月1日以降）

(変更前)	年1.7%以内 セーフティネット4号認定の場合は年1.6%以内
-------	---------------------------------



(変更後)	年1.7%以内
-------	---------

P. 7～8 伴走支援型経営改善資金（令和6年7月1日以降）

(変更前)	伴走支援型経営改善資金について記載
-------	-------------------



(変更後)	伴走支援型経営改善資金終了に伴い、内容全て削除、伴走支援型経営力強化資金追加
-------	--

P. 7～8 事業承継特別保証資金 融資対象者（3）②（令和6年9月2日以降）

(変更前)	E B I T D A有利子負債倍率が15倍以内であること
-------	-------------------------------



(変更後)	E B I T D A有利子負債倍率が10倍以内であること
-------	-------------------------------

P. 9 セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条）について（令和6年7月1日以降）

変更箇所が多いため、下記には主な変更箇所のみ記載しております。最新の状況については、P. 9「セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条）について」のみ抜粋した資料を作成いたしましたので、そちらの資料を御確認いただきますようお願いいたします。また、同様にP. 5～8「川崎市中小企業融資制度一覧表」のみの最新版のデータも作成しておりますので、川崎市HPより御確認をお願いいたします。。



【主な変更箇所】

P. 9 認定要件（令和6年7月1日以降）

(変更前)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4号の場合の記載あり ・ 5号の場合の記載あり ・ 【最近1か月】、【その後2か月を含む3か月間】について記載あり ・ 新型コロナウイルス感染症の影響がある場合について記載あり
↓	
(変更後)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4号の場合の記載を削除 ・ 5号の場合の記載内容を変更 ・ 【最近3か月】、【直前】についての記載内容に変更 ※創業間もない企業で前年比較が適当でない場合、その他特段の事情がある場合は、金融課までお問合せください。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響がある場合についての記載を削除

P. 9 提出書類一式（令和6年7月1日以降）

(変更前)	<ul style="list-style-type: none"> ② 売上高計算書（川崎市指定書式） ④ （金融機関等の代理人が提出する場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 委任状（川崎市指定の書式） ・ 身分証等のご提示（社員証・名刺・健康保険証等） ● 4号の場合、国の「指定期間」が終了次第、認定申請も終了となります。
↓	
(変更後)	<ul style="list-style-type: none"> ② 計算書（任意様式、ホームページからダウンロード可） ④ （金融機関等の代理人が提出する場合） <ul style="list-style-type: none"> 委任状（川崎市指定の書式）※金融機関の押切印の押印必須 ※身分証等の代理人の本人確認ができる資料（社員証・免許証等）を御提示ください。 削除